

職員の処分の公表

職員の処分を行いましたので、栃木市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき公表します。

1 概要

令和8年5月14日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の疑いにより群馬県警察に逮捕され、その後の捜査の結果、令和7年12月26日にSNSで知り合った女性（当時18歳未満）に現金3万円を渡し、群馬県前橋市内のホテルで、いん行をしたことで、令和8年7月27日に同法律違反により略式起訴され、同年8月4日付で罰金50万円の略式命令を受けたことについて、職員の処分を行ったものです。

2 被処分職員及び処分内容（年齢については、処分日現在の年齢）

所属	職名	氏名	性別	年齢	処分内容
都市建設部 道路河川整備課	主任	こばやし つよし 小林 毅	男性	32	免職

※上記のほか、当時の上司である2人の職員を訓告処分にいたしました。

3 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため。

4 処分日

令和8年8月21日

○市長のコメント

職員の綱紀肅正及び服務規律の確保については、かねてから注意喚起をしてきたところですが、この度、このような犯罪行為を職員が起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様の信用を著しく失墜させましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう、職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。